

公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域に排出又は廃棄された汚水、廃液、油等により、水質事故が発生した場合又はその発生のおそれがある場合における対策並びに水質事故の再発及び未然防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用水域とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (2) 水質事故とは、有害物質、指定物質、酸性物質、アルカリ性物質、油等による水質の著しい汚濁及びそれらによる人の健康又は魚介類、農作物等に係る被害をいう。
- (3) 有害物質とは、法第2条第2項第1号に規定する有害物質をいう。
- (4) 指定物質とは、法第2条第4項に規定する指定物質をいう。
- (5) 政令市とは、水質汚濁防止法施行令第10条に掲げる指定都市、中核市及び藤沢市並びに同令附則（平成27年1月30日政令第30号）第8条に規定する施行時特例市をいう。
- (6) 特定事業場等とは、法第2条第6項に規定する特定事業場、法第14条の2第2項に規定する指定事業場及び同条第3項に規定する貯油事業場等をいう。
- (7) 水道水源水域とは、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第2条第4項に規定する水道水源水域をいう。

(県の役割)

第3条 県は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 有害物質、指定物質、油に係る水質事故及び広域にわたる水質事故の原因究明調査及び水質等の分析（簡易分析を含む。以下同じ。）に関すること（政令市の区域にのみ係るものを除く。）。
- (2) 市（政令市を除く。）の行う水質事故の原因究明調査及び水質等の分析等の水質事故対策について指導、助言等を行うこと。
- (3) 町村の行う水質事故の原因究明調査及び水質の簡易分析等の水質事故対策について支援すること。
- (4) 法第14条の2第4項に基づき、特定事業場等（政令市の区域に所在するものを除く。）において有害物質、指定物質又は油に係る水質事故が発生した場合に、当該特定事業場等の設置者に応急の措置を講ずべきことを命じ、及び講ずるよう指導すること。
- (5) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第113条の2第1項に基づき、有害物質等に係る水質事故が発生した場合に、当該水質事故を発生させた事業者（政令市の区域に所在する事業者を除く。）に応急の措置等を講ずべきことを命じ、及び講ずるよう指導すること。
- (6) 県管理の河川・ダム湖に係る水質事故について、死亡魚、油等の流出防止、回収等の水質事故の処理に関すること。
- (7) 工場等（市の区域に所在する工場等を除く。）に水質事故に係る再発及び未然防止対策を講ずるよう指導すること。
- (8) その他必要な調査及び対策に関すること。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 当該市に係る水質事故の原因究明調査及び水質等の分析並びに死亡魚、油等の流出防止、回収、処分等の水質事故の処理に関すること。
- (2) 法第14条の2第4項に基づき、特定事業場等（政令市の区域に所在するものに限る。）において有害物質、指定物質又は油に係る水質事故が発生した場合に、当該特定事業場等の設置者に応急の措置を講ずべきことを命じ、及び講ずるよう指導すること。
- (3) 条例第113条の2第1項（横浜市にあっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例第149条の2第1項、川崎市にあっては、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第51条第2項）に基づき、有害物質等に係る水質事故が発生した場合に、当該水質事故を発生させた事業者（政令市の区域に所在する事業者に限る。）に応急の措置等を講ずべきことを命じ、及び講ずるよう指導すること。
- (4) 工場等に水質事故に係る再発及び未然防止対策を講ずるよう指導すること。
- (5) その他必要な調査及び対策に関すること。

（町村の役割）

第5条 町村は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 当該町村に係る水質事故の原因究明調査及び水質の簡易分析並びに死亡魚、油等の流出防止、回収、処分等の水質事故の処理に関すること。
- (2) その他必要な調査及び対策に関すること。

（相互協力）

第6条 関係機関（別に定める関係機関をいう。以下同じ。）の長は、相互に連絡を密にし、協力して水質事故の対策等に関する職務の遂行に努めるものとする。

（水質事故時等の通報）

第7条 関係機関の長は、水質事故（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域においては、大規模なもの又は他の市町村若しくは水道水源水域に影響を及ぼしているもの若しくはそのおそれのあるものに限る。）の発生したこと又はその発生のおそれがあることを知ったときは、当該水質事故の発生区域、原因その他の状況に応じて、別に定めるところにより、直ちに他の関係機関の長あて通報するものとする。

- 2 事業者は、水質事故を発生させたとき又はその発生のおそれがあるときは、直ちに県地域県政総合センター環境部長又は当該水質事故の発生市町村の公害（水質）主管課長あて通報するものとする。
- 3 水質事故が発生した時又はその発生のおそれがある時に通報する内容は、次の事項とする。
 - (1) 場所
 - (2) 時刻
 - (3) 被害の状況
 - (4) その他必要な事項

（水質事故時等の措置）

第8条 関係機関の長は、水質事故の発生したこと又はその発生のおそれがあることを知ったときは、当該水質事故による影響を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、水質事故を発生させたとき又はその発生のおそれがあるときは、当該水質事故の拡大防止のための応急の措置を講ずるものとする。
- 3 水質事故を発生させた事業者は、当該水質事故による河川の死亡魚及び河川に流出させた油

等の回収及び処分を行うものとする。

（水質事故等の連絡、報告）

第9条 関係機関の長は、水質事故（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域にあっては、大規模なもの又は他の市町村若しくは水道水源水域に影響を及ぼしているもの若しくはそのおそれのあるものに限る。）に係る調査、分析、防除措置、指導その他の行政措置等を講じた場合は、当該水質事故の発生区域、原因その他の状況に応じて、別に定めるところにより、その概要を速やかに他の関係機関の長あて連絡するとともに、必要に応じて県地域県政総合センター環境部長又は県環境課長あて水質事故調査報告書（第1号様式（政令市が別に定める様式がある場合は、当該様式））により報告するものとする。

2 前項の報告を受けた県地域県政総合センター環境部長及び県環境課長は、必要に応じて他の関係機関あてその概要を速やかに連絡するとともに、水質事故調査報告書（第1号様式）により報告するものとする。

3 第1項に定めるもののほか、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の水質主管課長は、当該課で受理した水質事故について、四半期ごとに水質事故概要一覧表（第2号様式）により県環境課長あて報告するものとする。

4 水質事故を発生させた事業者は、当該水質事故の拡大防止のための応急の措置等を講じた場合は、その概要を当該水質事故の発生市（政令市に限る。）の公害（水質）主管課長又は県地域県政総合センター環境部長あて速やかに連絡するとともに、水質事故調査報告書（第3号様式（政令市が別に定める様式がある場合は、当該様式））により報告するものとする。

（改善指導）

第10条 知事及び市長は、事業者に対し、水質事故に係る再発及び未然防止対策を実施するよう指導するものとする。

（水質事故の再発防止対策）

第11条 水質事故を発生させた事業者は、当該水質事故の原因を究明するとともに、水質事故の再発を防止するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 有害物質、指定物質、油等を取り扱う施設からの漏出について防止対策を実施すること。
- （2） 有害物質、指定物質、油等を取り扱う施設の破損等によるこれらの物質を含む水の公共用水域への排出の防止対策を実施すること。
- （3） 水質事故発生時の連絡及び拡大防止のための体制の整備をすること。
- （4） その他必要な対策を行うこと。

（水質事故の未然防止対策）

第12条 事業者は、水質事故を未然に防止するため、前条第1号から第4号までに掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第13条 知事及び市町村長は、この要綱の目的を達成するために必要と認めるときは、事業者に対し、報告を求めることができる。

（立入調査）

第14条 知事及び市町村長は、この要綱の目的を達成するために必要と認めるときは、関係職員

に工場等の立入調査を行わせることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、神奈川県環境農政局環境部環境課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 公共用水域における汚水、廃液等による事故対策要綱(昭和54年制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

報告機関名

事故名: 川 事故 (第 報)							
発生等月日		発生 年 月 日() 時 分(頃) 受信 年 月 日() 時 分(頃)(発信者:)					
通報の経路 (受信時刻)		→ → → () () ()					
事故発生場所		水域名		派川名		場所	
事故区分		□魚死亡(原因:毒物、酸、アルカリ、農薬、酸素欠乏、病気、その他()、不明) □油浮遊(油種類: 流出量:) □その他(臭気・色・浮遊物・その他())					
措置機関名		調 査				工場等指導	
		回収対策等				広報等その他	
簡易水質分析結果							
事故原因者		□判明 □工場等 (□法対象 □法対象以外) □その他				原因者名:	
		□不明					
事故概要 ・魚死亡状況 ・汚濁物の範囲 ・防除措置 (確認又は実施した時刻を記載。)							
被害概要 ・生物(魚介類) ・農作物 ・上水取水 ・その他							
原因者に対する 指導概要							
原因者の措置 ・応急の措置 ・再発防止							
マスコミ問い合わせ等							
添付書類		■現場周辺案内図 □事故状況図 □工場等立入調査結果 □簡易分析結果 □他機関の調査又は分析結果 □その他()					
連絡・報告先(上記内容について連絡・報告を行った関係機関の左欄に●印を付ける。)							
	通信時刻	機関名			通信時刻	機関名	

年度水質事故概要一覽表

年 月~ 年 月

機関名

[illegible]

第3号様式（第9条第4項関係）

年 月 日

殿

所在地

工場・事業場名

代表者名

水 質 事 故 に つ い て （ 報 告 ）

先に発生させた水質事故に係る原因究明調査、発生時の応急措置及び再発防止対策等について、次のとおり報告します。

事故発生日時	
事故発生原因	（事故原因物質の使用・保管状況及びその漏出原因等）
河川等に及ぼした影響	
実施した応急措置の内容	
事故再発防止対策	（事故原因物質を取り扱う施設に係る漏出防止対策）
	（事故原因物質を取り扱う施設の破損等によるこれらの物質を含む水の河川等への排出防止対策）
事故発生時の連絡体制	
その他	